資料２　県が実施するいじめの防止等のための対策事業一覧

事業目的 評価の観点（主）	No.	施策等の名称	担当課	評価の観点（副）
１　相談、情報収集	1	教育相談事業	子どもと親のサポートセンター	2　予防・早期発見
	2	２４時間子供ＳＯＳダイヤル電話相談	子どもと親のサポートセンター	2　予防・早期発見
	3	学校問題解決支援対策事業	児童生徒安全課	3　人材確保・資質向上
	4	ヤング・テレホン	県警本部	2　予防・早期発見
	5	いじめ防止対策推進事業（千葉県いじめ問題対策連絡協議会の開催）	児童生徒安全課	5　ネットいじめ対策
２　予防・早期発見	6	道徳教育推進プロジェクト事業	学習指導課	
	7	いのちを大切にするキャンペーン	児童生徒安全課	
	8	豊かな人間関係づくり実践プログラムの活用の推進	児童生徒安全課	
	9	いじめ対策等生徒指導推進事業	子どもと親のサポートセンター	6　調査・研究
	10	不登校児童生徒支援事業	児童生徒安全課	
	11	スクール・サポーター制度	県警本部	3　人材確保・資質向上
	12	ＳＯＳの出し方に関する教育の実施	児童生徒安全課	
３　人材確保・資質向上	13	各種会議等の開催（指導主事会議、生徒指導連絡協議会、学校人権教育研究協議会、特別支援学校生徒指導主事連絡協議会）	児童生徒安全課/特別支援教育課	
	14	研修事業（情報モラル教育）	県総合教育センター/児童生徒安全課/子供と親のサポートセンター	4　啓発 5　ネットいじめ対策
	15	教育相談等講師紹介事業	子どもと親のサポートセンター	
	16	いじめ・不登校等生徒指導の充実のための教員加配、非常勤講師の配置	教職員課	
	17	特別非常勤講師配置事業（臨床発達心理士等含む）	特別支援教育課	1　相談、情報収集
	18	いじめ防止対策等推進事業（スクールカウンセラーの配置）	児童生徒安全課	
	19	スクールカウンセラー配置校（私立学校）への支援	学事課	1　相談、情報収集
	20	いじめ防止対策等推進事業（スクールソーシャルワーカーの配置）	児童生徒安全課	
	21	地域連携アクティブスクールの設置（スクールソーシャルワーカーの配置）	児童生徒安全課	
４　啓発	22	いじめ防止対策等推進事業（いじめ防止対策等に関する啓発資料作成）	児童生徒安全課	5　ネットいじめ対策
	23	「学校から発信する家庭教育支援プログラム」活用推進事業	生涯学習課	
	24	ウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」事業	生涯学習課	
	25	人権啓発活動推進事業	健康福祉政策課	
	26	子ども・若者育成支援事業 （子ども・若者のための相談・支援機関ガイド作成、配布）	こども・若者政策課	
	27	非行防止教室	県警本部	5　ネットいじめ対策
	28	学校人権教育指導資料の配付（第４６集）大切な自分大切なあなたの発行・配付	児童生徒安全課・人権教育班	
	29	教育広報	教育政策課	
５　ネットいじめ対策	30	青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）	学事課/こども・若者政策課/児童生徒安全課	1　相談、情報収集 2　予防・早期発見 4　啓発
	31	青少年非行防止対策事業（非行防止リーフレットの作成・配布）	こども・若者政策課	
６　調査・研究	32	いじめ防止対策等推進事業（千葉県いじめ対策調査会の開催）	児童生徒安全課	4　啓発
	33	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	子どもと親のサポートセンター/児童生徒安全課	4　啓発
	34	ＳＮＳを活用した相談事業の実施に向けた調査研究	児童生徒安全課	1　相談、情報収集
新規 **２　予防・早期発見**	**35**	**ICTを活用した生徒の見守り支援システムの導入**	**児童生徒安全課**	
新規	**36**	**いじめ未然防止事業**	**児童生徒安全課**	

令和７年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票
施策・事業の目的，評価の観点：「１　相談及び情報収集体制の充実」

ＮＯ	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的，評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
1	教育相談事業	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、本人及び保護者、教職員に対し、相談活動を通して支援・援助を行う。各相談機関とのネットワークを構築し、相談者の様々なニーズに対して、より適切な支援・援助を行うための総合窓口とする。	子どもと親のサポートセンター	・子供・保護者・教職員を対象に、電話・来所・オンライン・メール・SNSなど多様な方法で相談支援を実施した。。※（）内は昨年度比 ・相談総数16,339件のうち、「いじめ」を主訴とする相談件数は479件（＋98件）で、その内訳は電話相談が373件（△8件）、来所相談が11件（△6件）、Eメール相談が17件（＋7件）、SNS相談が74件（＋7件）、ワンストップ・オンライン相談が4件（＋4件）であった。 ・来所相談における主訴が不登校の相談件数は2,995件で、その内「いじめが背景にある不登校」の件数は81件（△4件）であった ・電話相談のうち、「いじめ」を主訴とする相談対象者の内訳は、小学生が184件、中学生が79件、高校生が74件、その他が36件であった。 ・来所相談のうち、「いじめ」を主訴とする相談対象者の内訳は、中学生が11件で、小学生、高校生・その他は0件であった。 ・必要に応じて学校や関係機関と連携し、予防及び早期発見につながるよう適切な対応を行った。	・いじめを主訴とする相談件数は増加しており、相談窓口の周知や利用促進が進み、悩みを抱える子供や保護者が相談につながる機会が広がっている。また、「来所相談＋（プラス）」として実施しているオンライン相談については371件の利用があり、対面に限らない柔軟な相談体制を整備することで、心理的負担の軽減や相談しやすい環境づくりに寄与している。 ・いじめ相談の増加を踏まえ、学校や関係機関との連携について、より一層効果的な在り方を検討し、早期対応や継続的支援の充実を図る必要がある。 ・子どもと親のサポートセンターにおける電話相談担当の会計年度任用職員に対し、学校におけるいじめの対応や捉え方についての理解を深め、相談内容に応じた的確な対応ができるよう、さらなる研修・体制強化が求められる。 ・いじめにより悩みを抱える県民に対して、オンライン・対面を問わず、引き続き寄り添った心理的サポートを丁寧に行っていく必要がある。	・令和８年度も、県内在住、在学の若者・教職員・保護者を対象にZoomアプリによるワンストップ・オンライン相談を、平日９時から17時まで実施する。 ・県民、保護者、教職員を対象の休日開放事業（教育相談講演会１・２）で資料を配布したり、相談事業の説明を行ったり、ホームページを活用したりする等、県民、保護者、教職員への広報活動を推進していくことで教育相談事業の周知徹底を継続する。 ・教職員（学校）を通じて児童生徒、保護者への教育相談事業内容の周知のため、教職員対象の教育相談研修等の際に、詳しく丁寧な説明を徹底して広報活動を行う。 ・「いじめ」が主訴の相談に対しては、話を丁寧に聴き取り、担当相談員と所員との報告・連絡・相談体制を確認・強化し、学校等関係機関連携をより推進していく。 ・所員・会計年度任用職員を対象に計画的・定期的に研修を行い、学校におけるいじめへの対応、捉え方について的確に対応できるようにしていく。
2	２４時間子供ＳＯＳダイヤル電話相談	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、本人及び保護者、教職員に対し、休日・夜間を含めた24時間の電話相談を実施する。子どもと親のサポートセンターで平日8時30分から17時15分まで実施しており、その他の時間帯は外部に委託している。	子どもと親のサポートセンター	・電話相談は7,977件（＋348件）で、そのうち4,758件（59.6％）が保護者からの相談であった。 ・児童生徒からの相談のうち、 センター対応：337件 （小学生40件［△1件］ 中学生121件［＋1件］ 高校生176件［＋49件］） 外部委託対応：774件 （小学生118件［△30件］ 中学生231件［△29件］ 高校生425件［△72件］） となった。	・電話相談の相談件数が増加しており、特に高校生に関する相談の増加が見られることから、当該層への相談支援機能が一定程度活用されているといえる。また、相談内容については「子育て・しつけ」が引き続き最も多く、次いで「不登校・不登校傾向」、「家庭問題関係」が続いており、家庭や学校生活をめぐる課題に対する継続的な支援ニーズを把握することができている。 ・相談内容の多様化を踏まえ、電話相談に加え、来所相談、オンライン相談、メール相談、SNS相談など、相談者の状況やニーズに応じた複数の相談手段を利用しやすい体制を、より一層整備していく必要がある。 ・高校生からの相談が増加していることを踏まえ、年齢層に応じた支援の在り方や対応力の向上についても検討していく必要がある。	・緊急性がある場合や個人が特定できている場合は、関係課・関係機関に迅速かつ的確に情報提供し連携強化、早期対応を促進する。 ・広報活動を促進し、電話相談、来所相談、オンライン相談、メール相談、SNS相談等、相談方法について、児童生徒、保護者に周知することで、相談者に合った方法で相談できるようにしていく。 ・委託業者の相談員の対応について、担当者間で毎日情報を共有するとともに、委託業者との定例会を設け課題・改善策について協議する。

令和７年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票
施策・事業の目的，評価の観点：「１　相談及び情報収集体制の充実」

ＮＯ	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的，評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
3	学校問題解決支援事業	学校等が単独で解決困難な事案に対して、弁護士、精神科医等の委員と教育庁関係課からなる「学校問題解決支援チーム」を設置し、解決に向けて指導助言するなど、学校等が安心して相談できるよう相談体制の充実を図る。 また、本事業で得られた知見を生かし事例研究を実施することで、ノウハウの普及と学校問題対応能力の向上を図る研修を実施する。	児童生徒安全課	・本事業は、令和３年度は１件、令和４年度は２件、令和５年度は１件、令和６年度は４件、令和７年度は４件の会議の開催であった。 ・学校問題解決支援コーディネーター３名で学校や保護者からの電話・メール等による相談、アウトリーチによる取組等計1,013件に対応した。	・運用開始からこれまでに計６５件の案件について協議した。令和７年度は、生徒同士の部活動トラブルを発端にした保護者の過剰な調査依頼の対応、市立小学校の保護者からの理不尽な要求や暴言についての対応、地域住民からの市立小学校への理不尽な要求への対応、県立学校に勤務する精神疾患のある職員についての相談に対応した。いずれの相談についても、専門的な観点から適切な助言があり、学校は状況改善へのヒントを得ることができた。昨今、様々な要因が絡んだ解決困難課題が発生しており、各課の対応連携及び早期段階での本事業の活用を考慮する必要がある。	事業の活用に向けて ・会議開催に向けた手続きの一層の簡素化 ・校長会、教頭・副校長会、各教育事務所等への周知 ・研修の充実 ・アウトリーチによる巡回型、要請型支援の充実　等 事案の把握に向けて ・関係課等に向けた聞き取り調査の継続 ・月次調査等によるより積極的な情報収集 ・電話対応を含めた進捗確認　　等 上記内容に努め、初期対応に遅れが出ることのないよう支援を継続していく。
4	ヤング・テレホン	本部少年センター内にフリーダイヤル回線による相談窓口（ヤング・テレホン）を設置し、主に非行問題や犯罪被害等の悩みや問題を抱える少年や保護者からの電話相談を受理し、適切な助言・指導を行っている。	県警本部少年課	・令和７年度中、２８１回の相談を受理した。（前年比－９回）	・いじめの要因となり得る、友人関係や精神的な悩み等の相談に対して適切な助言・指導を行い、いじめ事案を認知した際には、管轄警察署及び少年センターに情報提供をし、関係機関と連携しながら対応を図っており、今後も認知した際の早期対応につなげていくことが大切である。	・引き続き県警ホームページや各種リーフレット等の広報媒体、非行防止教室等を通じて相談窓口の周知を図ることで利用を促し、いじめの早期発見、対応につなげていく。
5	いじめ防止対策推進事業 （千葉県いじめ問題対策連絡協議会の開催）	千葉県教育庁及び知事部局の関係各課、市町村教育委員会、児童相談所、千葉地方法務局、県警察本部等の機関、弁護士、医師、心理や福祉の専門家の職能団体等、４３の機関・団体で構成された連絡協議会を設置し、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る。	児童生徒安全課	・令和７年度から「千葉県こども・若者みらいプラン」の担当課である千葉県健康福祉部子育て支援課を構成機関に加えた。 ・千葉県教育庁及び知事部局の関係各課、市町村教育委員会、児童相談所、千葉地方法務局、県警察本部等の機関、弁護士、医師、心理や福祉の専門家の職能団体等、４３の機関・団体で構成された連絡協議会を、資料を基に、意見交換を行った。 ・担当者会議を設置したネット関係の機関等による「ネットいじめ対策専門部会」において、令和７年度は具体的な事例検討を含め、協議及び意見交換を行った。また、令和７年度の各機関等の取組予定等について情報交換した。	・児童生徒安全課からは、スクールカウンセラーについて、隔週配置を前年の５１０校から６３６校に増やして全公立小学校に配置したことや、新しく学びの多様化学校を2か所開設した。 ・令和7年度から、学校問題解決支援班を新設し、いじめを含む学校問題の解決に向けた適切かつ迅速な支援を実施するため、専門的な立場から解決に向けた助言を行う学校問題解決支援コーディネーターを配置した。 ・いじめを起因とした希死念慮や自死事案が発生していることから、県としての対策を講じる必要がある。	・自殺予防のためのこれまでの取組を整理するとともに、新たな対策を加え、総合的かつ体系的な対策を作成していく。 ・教職員が、いじめや希死念慮等、多様な課題に向き合うことができるよう、生徒の心身の状態やＳＯＳを一元的に管理し、複数の教職員による、効率的かつ組織的な対応を実現するためのシステムを導入していく。

令和７年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票

資　料　２

施策・事業の目的、評価の観点：「２　予防及び早期発見」

ＮＯ	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的，評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
6	道徳教育推進プロジェクト事業	幼・小・中・高等学校の各学校段階に応じてより効果的な指導を行うため、「『いのち』のつながりと輝き」を主題として、道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性を高めることを目的としている。	学習指導課	・県教育委員会では、小・中学校向けの道徳映像教材「ひびけ心のリコーダー」「いつのまに・・・」「手のひらの小さな世界」や、高等学校向けの読み物教材集「明日への扉Ⅰ～Ⅳ」等により、いじめや情報モラルについて考える教材を配付し、その活用を図っている。 ・令和７年度は、特色ある道徳教育推進校事業において、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の計１７校を研究校として指定し、次年度の公開授業に向けて研究を推進した。 ・令和７年度は、道徳教育懇談会を１回開催し、主に県の道徳教育施策に関し、県作成教材の活用状況や特色ある道徳教育推進校の取組状況を共有するとともに、有識者から県の道徳教育について多くの意見を聴取した。	・令和７年度の道徳教育実施状況調査によると、県教育委員会作成の映像教材は、（千葉市を除く）県内の公立小学校の５７．４％、中学校の３２．５％で活用されていることが分かった。また、県内の公立高等学校において、「道徳」を扱う時間に、県作成の読み物教材集又は映像教材が活用されている。 ・道徳教育実践事例集「心豊かに」には、中学校におけるいじめ問題を題材とした学年道徳の取組や、高等学校における「感情のコントロール」を題材とした取組等を収録している。また、実際の授業の様子を動画で収録し、指導方法についても紹介している。 ・今後は、研修や学校訪問等を通して、県作成の読み物教材集や映像教材、道徳教育実践事例集の一層の活用を促進していく必要がある。	・県教育委員会作成の映像教材が更に活用されるよう、県内の公立小・中・義務教育学校、高等学校及び特別支援学校において、研修や学校訪問等の機会を通して普及・活用の促進を図っていく。 ・特色ある道徳教育推進校については、令和８年度は１７校の推進校において公開授業を実施し、近隣校へ研究成果の普及を図る。推進に当たっては、道徳科が設定された背景にはいじめ防止が大きく関わっていることを周知するとともに、いじめ防止の観点からの研究が進むよう、指導・助言を行っていく。 ・各種研修会等を通して、令和４年度作成の道徳教育実践事例集「心豊かに」及び令和３年度作成の「明日への扉Ⅳ」の活用を促進し、各学校において「考え、議論する道徳」の授業の充実を図っていく。 ・令和４年度から完全実施となった高等学校学習指導要領における道徳教育については、高等学校道徳教育推進教師研修会において指導・助言を行い、高等学校における道徳教育の更なる充実を図っていく。
7	いのちを大切にするキャンペーン	児童生徒の主体的な活動や、保護者・地域住民・青少年健全育成団体・福祉施設等との連携による取組を通して、児童生徒の生きる力や自分と他者との命を大切にする心をはぐくむとともに、「いじめや暴力行為（児童虐待、ＤＶを含む）等人権侵害は許されない行為である。」という意識を高めるため各学校において取り組むこととしている。	児童生徒安全課	・各学校において「児童等自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組、児童等が互いに良好な関係を築くことができる取組」との視点を重視し、一学期中を強化期間として、各学校が実態に応じ適切な時期に実施するよう促した。 ・SOSの出し方に関する教育の県独自資料にSCやSSWへの相談を促す等の内容を子どもと親のサポートセンターのHPに掲載した。	・児童生徒及び保護者向けにいじめ防止啓発リーフレット、児童生徒向けにいじめ防止啓発カードを各学校等に配付し、いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な活動の推進に努めることができた（リーフレット及びカードについては、１人１台端末を活用してデータで送付した。）。 ・SOSの出し方に関する教育は、４月中及び長期休業前など必要に応じて実施するように依頼している。児童生徒が安心して悩み等を相談できるよう、今後も学校の相談体制充実を図る必要がある。	・いのちを大切にするキャンペーンは、いじめ防止啓発強化月間の取組に位置づけ、多くの学校でいじめをテーマとして取り組むよう、各種会議で周知に努める。 ・SOSの出し方に関する教育を、県が作成した資料等を活用して行うよう周知するとともに、ICTを活用した生徒の見守り支援システムを導入し、生徒がいつでもSOSを発信できる体制を整える。

令和７年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票

資　料　２

施策・事業の目的、評価の観点：「２　予防及び早期発見」

ＮＯ	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的，評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
8	豊かな人間関係づくり実践プログラムの活用の推進	「豊かな人間関係づくり実践プログラム」は、県教育委員会が作成した「あいさつ」「助け合い」「コミュニケーション能力」等、人間関係づくりに必要な基本的な力を育むことをねらいとした小・中学校９か年にわたる体系的なプログラムである。 各小・中学校の実態に合わせ必要に応じて活用する。	児童生徒安全課	・平成１８年度に「豊かな人間関係づくり実践プログラム」として開発され、義務教育９年間（各学年４時間分）のピアサポートの手法を活用した台本レベルの授業案と教材から構成されている。 ・児童生徒にとって、周りの人の気持ちを考えることや自分を大切にすることを考える貴重な取り組みとなっている。また、思いやりの心を育むことやコミュニケーション能力の育成の一端となっている。	・授業案や教材や台本を県のホームページからダウンロードでき、若手職員も活用しやすくなっている。 ・学級集団づくりや人間関係の改善を図るため有効であり、いじめ防止、自己肯定感の醸成やコミュニケーション力の向上など生徒指導の目的に応じた授業にも活用できる。	・学校現場は、年間計画を作成し学級活動にて実施しているが、指導が必要な内容が増加しており、年間計画の見直しが必要である。本プログラムの実施については、地域の実情や学校の課題に合わせ、必要に応じて実施できるようにする。 ・本プログラムが県内に留まらず、幅広く活用されるようホームページ掲載の仕方について検討していく。
9	いじめ対策等生徒指導推進事業	支援事業をとおして、不登校児童生徒等へのより一層きめ細かな支援を行うための学校・家庭・関係機関等のネットワークづくりを行っている。	子どもと親のサポートセンター	・学校・関係機関支援：計103回実施した。 （小学校15回、中学校5回、高校16回、特別支援学校1回、関係機関43回、講師紹介23回） 教育相談や不登校支援に関する研修講師の依頼が増加傾向にある。 ・不登校支援チームを派遣し、課題解決に向けた助言・指導を実施。積極的に地域へ伺うプッシュ型支援を実施した。 ・教育相談ネットワーク連絡協議会において、 事例検討会等を通して、地域における効果的な関係機関（教育事務所、市町村教育支援センター、児童相談所等）の連携強化を推進した。 ・サポート事業（広場・セミナー等）を通して 子供の社会的自立を支援、保護者向けに子供との関わり方や進路についての情報提供を実施した。	・学校・関係機関支援や不登校児童生徒支援チームにおいて、学校や関係機関のニーズに応じた講師派遣を行うことで、教職員の資質・能力の向上に寄与し、一定の効果を上げている。 ・サポート広場、サポートセミナー、サポルーム等の事業については、参加者から高い評価を得ており、支援の有効性が確認されている。 ・当センターのセンター的機能を生かし、出張サポルームを実施するとともに、その運営ノウハウを市町教育委員会へ発信することで、地域における支援体制の充実に貢献している。 ・一部の事業については、遠方の子どもや保護者から「参加しにくい」との声があることから、地域に出向いた実施の拡充や、参加しやすい環境整備を引き続き進めていく必要がある。 ・また、講師派遣や各種支援事業のさらなる効果向上に向け、学校や関係機関の多様なニーズを的確に把握し、継続的な内容の充実・改善を図っていくことが求められる。	・県内各地に出向いて事業を実施し、当センターに来ることが難しい子供や保護者を支援する。特にサポート広場(地域開催)と進路選択セミナー(地域開催)を、教育事務所や市町村教育委員会と連携して運営し、地域主催による地域の特色を生かした事業の実施につながるよう努める。 ・不登校支援チーム等、特別支援学校や県立学校等への利用促進を図り、全県的な支援体制を強化する。 ・地域開催における事業に関しては、新規地域の開拓や開催方法(ICTを利用してのオンライン開催等)も検討していく。 ・福祉機関(児童相談所、市町村福祉担当課等)とのネットワークの構築や当センター教育相談部・県総合教育センター特別支援教育部との連携により、支援事業部における事業に参加をいただくなど、より一層の支援の充実を図る。

令和７年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票
施策・事業の目的、評価の観点：「２　予防及び早期発見」

ＮＯ	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的，評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
10	不登校児童生徒支援事業	不登校児童生徒及び保護者等への適切な対応と支援を行う。また、これら不登校児童生徒及び保護者の居場所づくりや進路等に関する情報提供を行う。	児童生徒安全課	・不登校児童生徒支援推進校を１３０校（小学校９校、義務教育学校３校、中学校１１８校）指定した。校内不登校児童生徒支援センターへは、１，７８５名（１校当たり平均１３．７名）の児童生徒が通級しており、そのうちの６７３名の児童生徒が原籍学級へ復帰に向けて状況が改善した（改善率３７．７％）。また、校内不登校支援センター通室者数は、前年度に比べ、１０６名増、１，７８５名となった（１．０６倍の増）。 ・地区不登校等児童生徒支援拠点校として１２校を指定し、各学校に訪問相談担当教員を１名ずつ配置した。訪問相談担当教員への相談・援助件数は、９，６２３件となった。また、関わった不登校児童生徒数は、７５５名となり、そのうち、６２４名が好転した。	・不登校児童生徒支援推進校に設置された、校内不登校児童生徒支援センターにおいては、利用する児童生徒が減っているが、支援教室における個々の状況に合わせた活動等を行うことにより適切な支援につなげるができた。原籍学級への復帰に向けて状況が改善された割合は微減であり（令和６年度３９，３％）、更に一人一人に合った支援の充実に努める必要がある。 ・家庭訪問等を通じて不登校等の児童生徒とその保護者等への支援を行う、訪問相談担当教員については、関わった不登校児童生徒の約８３％が好転した。近年、不登校児童生徒数が増加しているため、今後も支援件数の増加が見込まれ、広範囲の活動にも対応できる体制づくりが引き続き必要となる。	・不登校及び不登校傾向のある児童生徒が、自分の教室以外でも学べる環境を確保するため、不登校児童生徒支援推進校の拡充を図る。 ・不登校児童生徒支援推進校について、各教育事務所と協力しながら推進校を訪問し、環境整備や好事例等、活用状況を把握し、校内教育支援センターの事例を県内に周知していく。 ・訪問相談担当教員において、拠点校の校長が変わった場合には、年度当初に、県と各教育事務所の担当者が学校を訪問し、校長に対して、地区サポートセンターとしての役割や、訪問相談担当教員のより一層の活用が進むよう職務について説明することとしている。
11	スクール・サポーター制度	スクールサポーターは、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とした非行防止や立ち直り支援、学校における児童生徒の安全の確保」などを目的とし、主として、非行問題等を抱える学校からの要請に基づいて派遣し、「対象児童生徒等への指導及び助言」、「学校等が実施する学校内外のパトロール活動への支援」など、学校への支援活動を行っている。	県警本部少年課	・令和７年度中、スクール・サポーターを派遣した学校数は、１８校（中学校１１校、小学校７校、前年度比+８）であり、各校において対象児童・生徒等への指導・助言や、学校内外のパトロール活動の支援を実施した。	・学校派遣活動は、小学校、中学校共に前年比で減少しているが、派遣理由となっている学校内での問題（いじめを含む）が解決に至るまでの期間が長期化していることから、問題を抱えた学校への支援体制を拡充していく必要がある。	・関係部局の理解を得ながら、今後もいじめ問題等を抱えた学校に対する支援体制の拡充を行っていく。
12	SOSの出し方に関する教育の実施	自殺総合対策大綱の中で、学校が推進すべき教育内容として、「ＳＯＳの出し方に関する教育」が示されており、各学校でSOSの出し方に関する教育を実施することで、児童生徒が、危機に直面した際、援助希求行動がとれ、適切な相談機関に相談ができるように促す。	児童生徒安全課	・年間を通じて、自殺予防に係る取組についての通知を計６回発出する等、学校が組織体制を整え、取組を強化するよう自殺予防についての周知を行った。 ・県教育委員会が、学校管理職や生徒指導主事等対応の全体研修会で、自殺の現状や「ＳＯＳの出し方に関する教育」の必要性について、説明した。また、令和7年度にＮＰＯ法人メンタルレスキュー協会を講師に作成した自殺予防啓発動画について、現場での効果的な活用の促進を図った。	・自殺者数の現状や発生時期等を説明するなど「ＳＯＳの出し方教育」の必要性を伝えてきたことで理解が深まってきたと考える。各学校の自殺予防の取組実施時期や個人面談期間の設定時期が適切なものとなるよう各研修会で促した。 ・児童生徒、保護者、教職員のそれぞれを対象とした自殺予防啓発動画を通して、それぞれの視点で２段階疲労等、自殺予防に係る具体的な理解につなげた。	・事案の発生は突発的な対応であるため、日頃より体制を整えて実施するアンケートや教育相談の充実を図る。 ・相談体制の整備、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、SOSの出し方教育の推進等、これまでの取組を整理するとともに新たな対策を検討しながら児童生徒の更なる自殺予防対策の推進につなげていく。

令和７年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票

資　料　２

施策・事業の目的、評価の観点：「２　予防及び早期発見」

ＮＯ	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的，評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
新35	ICTを活用した生徒の見守り支援システムの導入	生徒を取り巻く環境が大きく変化しており、多様化する生徒の課題への的確な対応・支援のためには、教職員の組織的な対応による生徒理解が不可欠である。現状、個々の教職員が多くの生徒を理解しようと努めているが、業務多忙が常態化している状況であり、十分な生徒理解に至らず、いじめや、不登校児童生徒の増加の他、自殺の発生等に繋がるケースも報告されている。そこで、生徒の心身の状態やＳＯＳを一元的に管理し、複数の教職員による、効率的かつ組織的な対応を実現するためのシステムを導入することで、多面的かつ、深い生徒理解が可能となり、これまで以上に生徒に寄り添った対応を行うことで、多様な課題に向き合うこととする。	児童生徒安全課	・令和８年度から全県立高等学校に本システムを導入するため、導入目的や機能等の事業説明を知事に行ったうえで、公募型プロポーザル方式により委託する業者を選定した。	・本システム導入事業の委託業者が決定したため、令和８年３月に、管理職を対象に本システム導入の目的や機能について、オンラインで説明会を行った。 ・令和８年度からの本システム導入に向けて、全県立高等学校に登録方法等について詳細な説明を行う必要がある。	・令和８年度４月には、本システム導入に向けての登録や利用方法について、委託業者が管理職を対象にオンラインで説明を行う予定である。
新36	いじめ未然防止事業	いじめ未然防止教育について、指導方法の全体像を示し、それに基づいた指導案、指導教材、教職員向けの研修資料等を作成し、成果を普及する。	児童生徒安全課	・小学校２校、中学校１校、高等学校３校を対象に、いじめ防止につながる弁護士や有識者による授業、教職員・保護者向け講演、道徳の授業を実施した。 ・指導案、研修資料、研究成果等を冊子にまとめ、県内すべての小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、市町村教育委員会に配付した。また、県教育員会のホームページに掲載し、データ活用ができるようにした。	・児童生徒、教職員、保護者は、いじめの法・心理・構造的視点視点から共通理解し、いじめの傍観者から脱却する態度の醸成を図ることができた。 ・異学年・異校種交流等に取り組んみ、コミュニケーションスキル・自己有用感・自己肯定感の高揚を図ることができた。 ・いじめ未然防止教育について、指導方法の全体像を示し、それに基づいた指導案、指導教材、教職員向けの研修資料等を作成し、成果を普及することができた。 ・小学校低学年では、授業で取り扱った内容に対する理解は深まったが、他の事項に対応することは難しいことが分かった。いじめの知的理解を浸透・定着するためには、可能な限り複数の具体的な事例を提示しながらいじめの定義に触れ、様々ないじめ事例を汎化できる能力を育成していくことが必要である。	・今回の研修成果を広く周知するとともに、児童生徒が、いじめの対象となりやすい障害のある人や性的マイノリティ、外国人に対する理解を深められるよう、教職員の指導力向上を図っていく。

令和７年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票

資　料　２

施策・事業の目的、評価の観点：「３　人材の確保及び資質の向上」

ＮＯ	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的，評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
13	各種会議等の開催（指導主事会議、生徒指導連絡協議会、学校人権教育研究協議会、特別支援学校生徒指導主事連絡協議会）	各教育事務所の生徒指導担当指導主事や県立学校の生徒指導主事及び人権教育の担当教諭等を招集し、定期的な会議を実施して、事例研究や最新の情報の共有等を行う。	児童生徒安全課	・各市町村教育委員会の学校人権教育担当者、公立幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の管理職、各教育事務所の人権教育担当指導主事等を対象とした各種学校人権教育研究協議会等を開催した。 ・各教育事務所の生徒指導担当・専任指導主事等を対象に指導主事研修会及び合同会議を開催し、生徒指導の重点目標をはじめ、生徒指導全般（いじめを含む）について、県内の課題などを示した上で施策などを説明した。また、その内容を各教育事務所か所管する市町村教育委員会や小中学校に対して連絡協議会を開催し周知を図った。	・学校人権教育における国、県の施策を理解し、推進目標及び重点事項の啓発や個別の人権課題についての情報を共有する等、学校人権教育の全県的な推進を図った。 ・特に「子どもの権利」「性的マイノリティ」「ヤングケアラー」「児童虐待」「外国籍の児童生徒」等が喫緊の課題になっており、偏見や差別によるいじめが発生しないよう学校としての組織的な取組をより一層推進していく必要がある。また、「同和教育」については、教職員の理解状況に差がみられることから、その必要性について教職員への理解促進を図っていく。 ・指導主事研修会及び合同会議において、生徒指導に係る県の施策説明に加え、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の活用の周知や子どもと親のサポートセンターによる不登校生徒への支援事業の周知を行い、課題を抱える児童生徒への具体的な支援について周知を図った。	・各校の管理職や人権教育担当者に対し、知的理解を深めることや人権感覚を高めていくためのワークショップ、参加・体験型の手法等を交えたより実践的な人権教育の研修や、様々な人権課題に応える研修の充実をより一層図っていく。 ・学校人権教育の推進目標及び重点事項の啓発や喫緊の人権課題について、講演及び協議会等をとおして各学校に共通理解を図っていく。 ・県の施策について、合同会議等を活用し周知に努めているが、学校内での周知や共通理解状況、取組等については学校種毎に差がある。今後も各種協議会を通じて周知に努めていく。 ・県が行う様々な施策を周知することが中心となってしまい、各地域、学校が抱える課題に対して、協議する機会が少なかった。今後は、協議の機会を増やす等して、課題解決に向けた協議や好事例の共有など、実効性のある研修会及び会議としていくよう努めていく。
			特別支援教育課	・特別支援学校生徒指導主事連絡協議会を年２回（６/１２．１１/４）実施し、特別支援学校における生徒指導上の課題等の協議及び情報交換を行い、生徒指導主事としての資質の向上と学校間の連携を図った。 ・県子どもと親のサポートセンターから指導主事を招聘し、スクールカウンセラーと生徒指導のかかわりについて講話を行い、外部機関を活用してのいじめ防止やスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用・派遣について周知を行った。	・特別支援学校生徒指導主事連絡協議会において、各学校の喫緊の課題についてグループ別協議を行った。具体的な対応策等の情報共有につながり、参加者の理解を深めることができた。 ・特別支援学校において、最も多いいじめの態様は、「冷やかしやからかい」であり、高等部においては、ネットトラブルや性に関する生徒指導上の課題が増加している。今後も引き続きこうした課題への対応力を高める必要がある。 ・現状、いじめに対しては、学級担任を中心に丁寧に対応ができているが、各学校のいじめの認知、指導体制の点検・整備など、いじめ防止策についての理解を、より一層深める必要がある。	・特別支援学校生徒指導主事連絡協議会において、引き続き喫緊の課題に関する協議や、ネットいじめについては、情報教育担当と連携するなど、最新情報の提供を通して、各学校のいじめ対策を含めた生徒指導のより一層の充実が図られるよう指導する。 ・いじめ等の案件に関しては、早期解決が図られるように、警察等の関係機関との連携を密にすること、組織的・計画的な支援体制を整備することなど各学校の対応力が高まるように指導する。 ・生徒指導上の課題解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用して迅速に対応できるように、具体的な支援方法や事例について情報共有を図る場を設ける。

令和７年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票

資　料　２

施策・事業の目的、評価の観点：「３　人材の確保及び資質の向上」

ＮＯ	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的，評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
		生徒指導研修 （１）いじめ問題の理解、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等について研修することにより、学校におけるいじめ防止対策の一層の充実を図る。 （２）児童生徒の自殺予防に関する国や県の取組及び具体的な教職員による予防対策や児童生徒への予防教育、さらに自殺が起きてしまったときの対応について研修することにより、児童生徒の自殺予防対策の一層の充実を図る。 （３）学校内の支援体制や教育支援センター等様々な関係機関との連携、個々の児童生徒の特性に着目した支援方法について研修することにより、不登校児童生徒への支援の充実を図る。	千葉県子どもと親のサポートセンター	・「管理職資質向上研修」では、千葉市を除く全ての公立小・中・義務教育・高等・特別支援学校の管理職（約2,400名）を対象に、対面、オンデマンド研修での悉皆研修として実施した。文部科学省のいじめ・自殺等対策専門官から「いじめ問題の対応について」の講義により、いじめの定義と認知、組織的対応、ガイドライン改訂までの経緯についての研修を実施した。 ・専門研修では、「生徒指導リーダー育成研修」、「SSW（スクールソーシャルワーカー）研修」、「SC（スクールカウンセラー）研修」、「教育相談コーディネーター養成研修」、「教育相談課題別研修」等において、いじめ問題をテーマに具体的な講義・演習・事例検討などの研修を実施した。	・文部科学省のいじめ・自殺等対策専門官や大学教授による講義等を通して、「いじめ」「自殺」「不登校」に関する専門的知見や組織マネジメントについて理解を深めることができ、実務に生かすための基盤を強化することができた。 ・総務部学事課と連携し、私立学校への周知を行った結果、管理職資質向上研修では前年度に引き続き10校以上の参加があり、私立学校への取組の浸透が図られている。 ・オンデマンド配信を実施することで、時間や場所に制約されない学習機会を提供し、参加しやすい環境整備を進めることができた。 ・研修で得られた専門的知見やマネジメント手法について、現場での実践につなげるための具体的な活用方法の共有やフォローアップの充実が求められる。 ・参加校は一定数確保されているものの、さらなる参加拡大に向けて、私立学校を含めた一層の周知・働きかけが必要である。 ・オンデマンド配信については利便性が高い一方で、理解度の把握に課題があるため、効果的な運用方法について検討していく必要がある。	・対面研修、オンデマンド配信による研修とし、県内の全管理職が資質向上の機会を設けるようにしていく。 ・総務部学事課を通じ、私立学校への参加希望を募り、希望者に対しては柔軟に対応していく。 ・今後も管理職が、いじめ、自殺、不登校等についての知見や組織マネジメントを学ぶことができるよう開催内容について検討していく。
14	研修事業	支援者対象の研修 訪問相談担当教員研修、スクールソーシャルワーカー研修、スクールカウンセラー等全体研修・連絡協議会をとおして、不登校等で困難を抱える子供や保護者を支援する者の資質・カ量の向上を図る。	子どもと親のサポートセンター	・事例研究や協議・情報交換をとおして、個々の資質向上を図ることができた。 「訪問相談担当教員研修」6回、 「スクールソーシャルワーカー研修」7回、 「初任スクールソーシャルワーカー研修」２回　実施 ・学校・関係機関支援の中で講師紹介を23件を実施した。 ・スクールカウンセラー等全体研修・連絡協議会は、期日と会場を分けて実施した。	・様々な専門領域の講師による講義を受講することで、支援者として必要な知識・技能を高め、資質の向上を図ることができた。また、事例研究を通して、多面的・多角的な見立ての重要性を学び、日常業務に生かす実践的な力を養うことができた。 ・スクールカウンセラー等全体研修・連絡協議会においては、人数増加に対応し、日程や会場を分けて実施することで円滑な運営を図るとともに、動画視聴形式の講義を活用することで効率的な研修実施が可能となった。 ・経験年数の異なる支援者がそれぞれの段階に応じて資質向上を図れるよう、研修内容や進め方、協議や情報交換の時間の持ち方についてさらなる工夫が求められる。 ・研修参加者の増加に伴い、一体感のある研修運営や相互交流の機会の確保が課題となっていることから、集合研修とオンライン手法を効果的に組み合わせた実施方法について検討していく必要がある。	・新規の訪問相談教員が増えたことから、アセスメントやカウンセリング等の内容を盛り込んだ全体研修内容とし、さらなる資質の向上を図る。 ・新規採用により、経験の浅いスクールソーシャルワーカーが増えているため、グループ別協議では、協議内容の設定やグループの編制について従来から工夫を加えていく。 ・スクールカウンセラー等全体研修・連絡協議会は、県総合教育センターの他に教育事務所ごとに会場を設定し、研修及び連絡協議会を実施する。スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの増員が見込まれるため、今後の会の持ち方、使用 する会場や運営方法については今年度の反省を生かし検討していく必要がある。

令和７年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票
施策・事業の目的、評価の観点：「３　人材の確保及び資質の向上」

ＮＯ	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的，評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
14	研修事業	（総合教育センターの研修事業） 全ての校種で教諭、管理職、養護教諭等キャリアステージに応じて、いじめの未然防止、対応の仕方について研修を実施している。 要請研修、学校支援事業の実施、情報モラル研修、デジタルシティズンシップ教育を実施している。	県総合教育センター	【いじめ未然防止、いじめ対応等の研修】 ○全ての校種でキャリアステージに応じて実施（講話・協議等） ・初任者研修（小・中・高・特・養）「いじめ対応」（1370名） ・中堅教諭等資質向上研修「いじめ対応」（1096名） ・新任教頭研修「道徳教育の推進」（210名） ・新任校長研修「生徒指導の推進」（174名） ○市町教育委員会主催の要請研修 「出前あすなろ塾」　若手教諭対象　６回実施 ○教員を目指す学生・一般社会人を対象とした研修 「教師未来塾」　（92名参加） 【情報モラル研修】 ・「情報モラル指導実践研修～デジタルシティズンシップ教育へ～」(36名) ・初任者研修（小・中・高・特）「情報モラル」(1324名) ・専門研修（幼・小・中・高・特・養護教諭）「情報モラルと著作権」（127名） ・学校支援事業…県内市町村立小学校の研修会講師として、教職員に指導助言(7名)	・いじめ問題の現状理解や未然防止、初期対応の重要性について、事例を用いた協議を充実させた。結果、研修後のアンケートでは肯定的な回答の割合が高く、受講者の高い理解度が見られた。 ・初任者研修においては、問題を一人で抱え込まず、学校現場における「組織的な対応」の重要性について理解を深めさせることができた。 ・特に小学校初任者研修では、「教育相談の理論と進め方」の時間を設け、児童への具体的な対応に関する演習を交えることで、より実践的な理解を促すことができた。 ・情報モラル教育に関する研修をとおして、実際の事例に基づいたネット上の問題行動に関する教職員の理解、学習指導要領上の位置づけに関する理解、児童生徒を指導する力を高めている。 ・情報モラル教育に関する研修では、従来行われてきた、ルールやマナーを守らせる考え方や態度を育成する指導を中心とした教育だけでなく、児童生徒が１人１台端末を日常的に活用することを前提とした、情報の適切な利用や情報社会との関わり方等の行動規範を児童生徒自身に考えさせる「デジタル・シティズンシップ教育」の視点を加えている。	・経験の少ない若年層は、実例をもとにしたロールプレイなど、実践にすぐつながる研修を求めているので、引き続き協議や情報共有を多く取り入れた研修を実施していきたい。 ・今後もデジタルマナーやオンラインでの相互尊重、発信方法についての教育を行い、児童生徒が積極的にいじめを防ぐ行動が取れるように指導していくことが重要である。また、家庭等に端末を持ち帰り、親と子どもが一緒にインターネットの正しい利用法等を学ぶなど、デジタル環境でのコミュニケーションを促進する。
		（情報モラル教育への講師派遣） 教職員のインターネットに関する知識の習得、道徳教育をとおした情報モラル教育の効果的な指導方法を身に付けることや、児童生徒及び保護者への情報モラルの啓発を目的として、各学校等で実施する情報モラル教育研修・講演に講師を派遣する。	児童生徒安全課	県立学校２０校、（高等学校１５校、特別支援学校５校）、市町村立学校８０校（６３小学校、１７中学校）に講師を派遣し、児童生徒（20,960人）にインターネットの正しい使い方を指導するとともに、保護者（2,089人）及び教職員（1,950人）にインターネットに関する最新の知識や道徳教育をとおした情報モラル教育の効果的な指導方法の講演や研修を行った。	・教職員に対し、インターネットに関する知識と情報モラル教育の効果的な指導方法の習得を図ることができた。また、児童生徒及び保護者に対し、インターネットの正しい使い方の啓発を図ることができた。 ・課題としては、県立学校からの依頼が積極的とは言えないこと、児童生徒の方が教職員よりもインターネットに関する最新の情報を早く入手し、学校側の対応が後手に回る傾向も見受けられることが挙げられる。	講師派遣校数の拡大に加え、「学校の主体性」「教職員の対応力」「教育の継続性」の観点から、取組の質を高める必要がある。 県立学校への働きかけについては、管理職へのアプローチや事例の提示により、必要性の理解を促すとともに、課題のある学校への重点的な対応を進める。 また、教職員の実践的な対応力を高めるため、研修時に講師が情報モラルポータルサイト等の情報提供をすることで、一過性の研修ではなく、継続的に情報モラル教育の情報を収集できるよう支援する。

令和７年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票
施策・事業の目的、評価の観点：「３　人材の確保及び資質の向上」

ＮＯ	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的，評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
15	教育相談等講師紹介事業	教育相談等講師紹介事業 生徒指導上の諸課題解決のために、教職員や保護者及び教育関係者が発達に即した子供理解を深め、子供との関りを学び支援することを目的とし、学校等が行う生徒指導、教育相談及び家庭教育に関する研修会等に講師を紹介する。	子どもと親のサポートセンター	・専門的な知識や技能をもった大学教授、精神科医、民間人、スクールカウンセラー等５８名が講師として登録している。 ・令和５年度は、２8件の活用があり、教職員の研修(事例検討等)に活用された。	・各学校等の課題に合わせた講師選定が可能であり、学校の主体性が高まる。 また、当センターとしてもセンター的機能が発揮できる。 ・令和5年度から千葉市立学校と私立学校も対象とし、総務部学事課をとおして、私学への周知・拡大を図ることができた。 ・前事業の「スクールアドバイザー事業を移行したが予算計上がないにもかかわらず、講師登録に係る事務手続き上の手間や経費が必要である。 ・登録名簿の掲載・維持・個人情報の取扱いにも配慮を要する。	・スクールアドバイザー事業の後継として、事業を継続する。予算計上がないため、学校・関係機関支援に組み込み実施していく。
16	いじめ・不登校等生徒指導の充実のための教員加配、非常勤講師の配置	いじめ・不登校等の問題行動に対応し、学校における生徒指導の充実を図ることを目的として、教員の加配、非常勤講師の配置を行う。	教職員課	・令和7年度は、国から措置される定数と県単独の定数を活用して、いじめや不登校など、児童生徒の問題にきめ細かな対応をするための教員を、小中義務教育学校に337名を配置した。また、生徒指導の充実を図るための非常勤講師を状況に応じて配置した。	・適応指導教室指導員や担当教員、加配教員、担任がより密接に連携することで、継続的な指導に努め、問題を抱える児童生徒の状況改善に努めている。 ・人的措置について、各市町村からあがってくる要望数のすべてには応じきれていない。	・教職員定数は、国が措置することが基本であることから、今後も、様々な機会を通じて、国に定数改善の要望をしていく。
17	特別非常勤講師配置事業（臨床発達心理士等含む）	特別支援学校では、児童生徒の障害の重度・重複化、多様化が顕著であるため、一人一人の教育的ニーズに対応した適切で、専門的な支援・指導の一層の充実が必要である。教員免許状は有しないが、各種分野において優れた知識や技術を有する社会人から指導・支援、心理的なケアを受けられるよう、特別非常勤講師として特別支援学校に配置し、教科の一部又は自立活動を担当し、指導と評価を行っている。	特別支援教育課	・令和７年度は、３６校に７０名の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等の専門家を配置し、専門的な立場から、自立活動等に関する指導、評価を得て、一人一人に応じたより適切な指導・支援につなげるとともに、教員の専門性の向上を図った。	・専門家７０名のうち、公認心理士等の心理の専門家は１３名配置された。配置した学校では、心理的なケアが必要とされる児童生徒へのかかわり方について、専門的な指導助言を受け、教職員の知識や指導力の向上につなげることができた。	・教職員の専門性の向上に向け、専門家を配置した学校は継続・充実に向け、配置をしなかった学校については、今後の活用に向けて、事業の周知や配置したことによる具体的効用等について、情報共有を図っていく。 ・いじめの案件が確認された際の児童生徒の心理的なケアのために、県精神保健福祉センターや県子どもと親のサポートセンターなどの機関と連携して対応していけるように学校に周知していく。 ・令和４年度からの市川大野高等学園に加え、令和５年度からは大網白里特別支援学校、印旛特別支援学校、流山高等学園、安房特別支援学校にスクールカウンセラーが配置され活用されている。また、必要に応じてスクールカウンセラースーパーバイザーの活用についても検討をしていく。

令和７年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票
施策・事業の目的、評価の観点：「３　人材の確保及び資質の向上」

ＮＯ	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的，評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
18	いじめ防止対策等推進事業（スクールカウンセラーの配置）	いじめや不登校等の問題行動に対応し、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることを目的として、心理臨床の専門家をスクールカウンセラー（ＳＣ）として学校に配置する。	児童生徒安全課	・令和７年度は、千葉市を除く全公立小学校（６３６校）・中学校（３０９校）及び県立高等学校１２１校にスクールカウンセラーを配置した。小学校は全校が隔週配置へと拡充した。特別支援学校は5校に配置し、未配置校とグループ化することで、同じスクールカウンセラーが対応できるようにした。また、中学校重点校５校(各教育事務所管内に１校ずつ)、スーパーバイザー（SV）配置高等学校は、週２配置とし、各教育事務所等にSVを配置した。さらに、学びの多様化学校2か所にもスクールカウンセラーを週2配置とした。	・小学校においては、隔週配置のため、対応できる人数も限られる状況である。特に、大規模校においては、児童一人一人への十分な時間の確保が困難である。 ・特別支援学校では配置校からの派遣が追いついていない現状がある。相談ニーズにできるかぎり対応できる体制づくりが必要である。 ・スクールカウンセラーの増員に伴う人材確保に加え、スクールカウンセラーの資質の向上については、今後の課題である。	・小学校では学校規模や相談ニーズを踏まえ、配置の拡充を図っていきたい。 ・特別支援学校の未配置校にスクールカウンセラーを配置できるよう、配置の充実を図っていきたい。 ・新規採用スクールカウンセラーを中心とした、スーパーバイザーによる指導・助言の充実を図り、スクールカウンセラーの資質向上を図りたい。 ・公認心理士協会に協力を得るなどし、引き続きスクールカウンセラーの人材の確保に努めていきたい。
19	スクールカウンセラー配置校（私立学校）への支援	いじめや不登校等について児童生徒、保護者、教員の抱える悩みを受け止め、個々の事案について適切に支援・対応するために、私立学校における教育相談体制を整備する。従来の学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るために、学校の養護教諭の他に外部の専門性をもった臨床心理士などの児童生徒の内面的な問題に関する専門家を「スクールカウンセラー」として配置し、教育相談体制を整備し支援機能の充実を図る。	学事課	・スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校に対して補助金を交付し、校内教育相談体制の充実を図った。令和７年度は、私立学校６９校に対して、４０，５６７千円を交付した。	・いじめや不登校等について、学校側の初期対応が不十分なため、事態が悪化する場合がある。教育相談体制を充実させ、スクールカウンセラーの活用をさらに促す必要がある。	・教育相談の意義や必要性を再認識してもらうために、定期的に事業の活用を周知するとともに、不登校児童生徒支援チーム等関係事業についても周知する。 ・スクールカウンセラーの配置について、教育庁教育振興部児童生徒安全課と連携を図り、私立学校による対応をより支援できるようにしたい。
20	いじめ防止対策等推進事業 （スクールソーシャルワーカーの配置）	課題を抱える児童生徒の置かれた環境への働きかけを支援するスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）を配置している。	児童生徒安全課	・令和７年度は、小中学校に３２校、高校に２５校（地域連携アクティブスクール６校含む）、特別支援学校２校計５９校と、教育事務所５か所に２名配置した。（合計６４か所、６９名のスクールソーシャルワーカーを配置） ・児童生徒の置かれた環境の改善に向けて、様々な調整を行うスクールソーシャルワーカーについては、学校等の依頼を受け、ケース会議等で福祉的な立場から支援方法を提案したり、関係機関を訪問し、連携できる支援内容等の確認を行った。	・令和７年度の相談件数が４９，５８６件となり、前年より１３，３５７件増加した。 ・配置人数を５人増員や配置校を１５校増、プッシュ型支援を積極的に行うための中学校区配置を実施したことにより、相談につながった件数が増えたと考える。 ・令和８年度は、引き続きスクールソーシャルワーカー６９名を配置したところであるが、そのうち新規採用が１０名、２年目が１０名となり、スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた取組が必要となる。	・担当する地域や学校数等に配慮した、スクールソーシャルワーカーをより効果的に活用できる配置に努める。 ・スクールソーシャルワーカーの資質の向上のための研修会を年７回実施し、専門的なスキルや事案に応じた対応力の向上を図る。さらに令和６年度より初任（１～３年目）スクールソーシャルワーカー研修を年２回実施する。 ・児童生徒が抱える潜在的な課題を掘り起こし、プッシュ型の支援を行うため、中学校区に限定した効果検証を令和７年度は計１５地区で実施した。令和８年度は、５中学校区拡大及び配置箇所を変更し、合計２０地区でさらなる検証を進める。

令和７年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票
施策・事業の目的、評価の観点：「３　人材の確保及び資質の向上」

ＮＯ	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的，評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
21	地域連携アクティブスクールの設置 （スクールソーシャルワーカーの配置）	「県立学校改革推進プラン」に基づき、地域の教育力を活用して自立した社会人を育成する地域連携アクティブスクールに社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、生徒の相談に応じるとともに関係機関と連携した援助を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、きめ細かな支援体制を整備する。	児童生徒安全課	・県内の地域連携アクティブスクール６校にそれぞれ１名ずつスクールソーシャルワーカーを配置した。 ・様々な課題を抱える生徒に対して、家庭や行政、福祉関係施設など、外部関係機関等と連携しながら、生徒を取り巻く環境に働きかけるなど、より多面的に支援を行った。	・スクールソーシャルワーカーに加え、スクールカウンセラーも配置しており、福祉的サポートだけでなく心理的サポートを併せて実施している。 ・令和７年度の相談件数（６校）の合計は11,8375件であり、前年より4,972件増加した。 ・様々な課題を抱える生徒が多く在籍しており、継続的な支援が必要であるため、引き続き支援の充実に努める必要がある。	・多様化・複雑化する様々な課題に対応できるように、地域連携アクティブスクールの設置校へのスクールソーシャルワーカーの効率的な配置に努める。

令和７年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票

施策・事業の目的，評価の観点：「４　啓発」

ＮＯ	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的，評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
22	いじめ防止対策等推進事業 （いじめ防止対策等に関する啓発資料作成）	いじめ問題に関する県の取組及び具体的な事例に基づく対応、関係機関との連携等について学校現場での利用を想定した啓発資料を作成し配付する。また、家庭での子どもの見守りのポイントや相談機関の一覧等を示した保護者向け啓発資料及び、いじめの理解やいじめへの対応、相談窓口等について記載した、児童生徒向け啓発資料を作成し配付する。	児童生徒安全課	・いじめに対する考え方や相談窓口等について記載したいじめ防止啓発カードを作成し、これまでは県内全ての小中学校（特別支援学校の小学部中学部）の児童生徒に１人１台端末を活用しデータで配付していたが、令和7年度から高校生にも１人１台端末を活用しデータで配付した。 ・発達段階に合わせた３種類の児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレットを、県内全ての小・中・特別支援学校（小・中学部）に１人１台端末を活用しデータで配付した。 ・保護者向けいじめ防止啓発リーフレットを、県内の小・特別支援学校（小学部）の小学１年生の保護者に配付した。	・令和７年度からいじめ防止啓発カードやリーフレットをデータで配付したことにより、児童生徒が1人1台端末を活用し、より相談しやすい体制を整えることができた。 ・いじめ防止のさらなる啓発に向けて、リーフレット等の配付先を拡大していく必要がある。	・児童生徒の１人１台端末等で、効果的にカード、リーフレットが活用されるよう、デザインや内容などを精選していく。 ・いじめ防止啓発リーフレットについては、高校生や全保護者にも1人1台端末等を活用し配付できるよう検討を進める。
23	「学校から発信する家庭教育支援プログラム」活用推進事業	「子どもとの会話や過ごし方」「心の成長」「いじめ」等について、親としての気付きを促す家庭教育支援資料の活用を促進する保護者向けプログラムであり、千葉県ホームページに掲載している。自主的な学習機会への参加が難しい家庭や子どもの教育に関心の低い家庭、子育てに悩む家庭など、全ての家庭における教育力向上を図る。	生涯学習課	小学校編資料「いじめ」内、いじめ発見チェックリストで、いじめをしている側もされている側も、そのサインについて保護者が注意するポイントを掲載している。 ネットいじめという観点では小学校編及び中学校編には「スマートフォンの使用」「フィルタリングの活用」というコンテンツがあり、スマートフォン使用時のルール作りや誹謗中傷、いじめ等への対処について各学校において各種たよりや学級懇談会などで使用するよう啓発している。	・学校だよりや学年だより、保護者会の資料作成に本プログラムが活用されている。 ・より多くの教職員に活用してもらうため、引き続き効果的な周知方法を工夫する必要がある。	・内容及び構成について、適宜見直しを図る。 ・関係課が主催する会議・研修会等において、当該事業のホームページ・リーフレット等についての情報提供や担当者による説明を行い、周知を図る。
24	ウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」事業	家庭教育や子育てに関する手立てや知識を提供する。また、子育てに関する悩みなどについて、相談窓口を紹介する。家庭でいじめの予兆に気付くためのポイントやいじめを発見した際の子どもへの関わり方等を掲載した「子育て豆知識」の他、子育て失敗談、家庭学習、生活習慣などについて、子どもの発達段階に応じた関わり方を千葉県ホームページに掲載し、家庭の教育力向上を図る。教育庁内の関係課や知事部局の子育て支援に係る課と連携して情報提供を行う。	生涯学習課	・子育てや家庭教育に関する情報を掲載している。「ケータイ・スマホの使い方を考えよう」というコーナーの中で、携帯電話やスマートフォンの安全な使用に関する知識や危険性について啓発する外部サイトを紹介した。 ・保護者への周知について、家庭教育リーフレット（新年度に新小1、新小4、新中1の保護者あて配付するリーフレット）に本サイトの紹介記事と二次元バーコードを掲載することで、一層の周知を図った。	・家庭教育支援や子育てに係る情報を県民に提供するため、定期的に情報の更新を図った。 ・コーナー内で紹介しているリンク先は千葉県のホームページや文部科学省のページ等多岐に渡るため、内容を識別できるよう修正を行った。 ・より多くの人に閲覧してもらうために、市町村や各種団体や保護者へ、サイトの周知に努める必要がある。	・内容及び構成について、関係各課からの情報も反映させつつ適宜見直しを行う。また、より見やすいサイトとなるよう、リンク情報の明示化やレイアウトの見直しを図る。 ・千葉県ホームページにバナーを掲載するなど、よりアクセスしやすいページに改める。

令和７年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票

資　料　２

施策・事業の目的，評価の観点：「４　啓発」

ＮＯ	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的，評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
25	人権啓発活動推進事業	子どもがお互いの個性や能力を尊重し合うなど人権意識を養うため、国（千葉地方法務局）等関係機関と連携を図り、人権啓発ＤＶＤの貸出や人権問題講師紹介、スポーツ組織と連携・協力した啓発活動等を実施する。	健康福祉政策課	○県内小・中・高等学校等への人権啓発ＤＶＤの貸出し ・貸出件数 12件（視聴人数2,409人） ○県内小・中・高等学校等への人権問題講師紹介 ・講師紹介・派遣実績　15件（受講人数5,161人） ○スポーツ組織と連携・協力した啓発活動 【主催】県、千葉県人権啓発活動ネットワーク協議会 （県、県教育委員会、千葉市、千葉地方法務局、千葉県人権擁護委員連合会） （１）スタジアム啓発の実施（ジェフユナイテッド市原・千葉） 日時：令和7年11月2日(土) 場所：フクダ電子アリーナ 内容：啓発物品の配布等 （２）県内スポーツチームの選手を起用したポスターの作成・配布（千葉ジェッツふなばし） 配布先：県内小・中・高等学校等 配布数：5,500枚 内容：「いじめゼロ宣言～いじめゼロ　みんながみんな　友達だ～」のメッセージとともに、相談連絡先を周知 ○子どもの人権に関する研修会 日時：令和8年2月2日（土）～2月27日（金） 方法：オンライン開催（県公式YouTubeチャンネルにて動画配信） 内容：講演：「こどもの人権を大切にするために～教育カウセリングの視点から～」 講師：諸富　祥彦氏（明治大学文学部教授）） 対象：県職員、県内市町村職員、県内公教育職員 参加者数：319人	・ＤＶＤの貸出により、学校等において映像による効果的な人権啓発活動が行われた。 ・講師紹介により、学校等において効果的な研修会・講演会等の実施に繋がった。 ・啓発物品の配布により、子どもの人権相談ダイヤルの周知を図り、いじめ撲滅に向けた取組の実施を図った。 ・ポスター配布先へのアンケートの結果、「いじめ等のほか、人権について考えるきっかけとなった」と回答した割合は47.6%、「いじめに関する連絡先を知るきっかけとなった」と回答した割合は50.9%であった。また、「今後もポスター配付を行った方がよいと思うか」との質問に対し、「行ったほうがよい」と回答した割合は96.9%であった。 ・子どもの人権に関する研修会受講者へのアンケートの結果、子どもの人権についての理解が「大いに深まった」、「おおむね深まった」と回答した割合は合わせて99%であった。 ・ネットいじめについては、状況の変化が早く、ＤＶＤの内容と実態とに齟齬が生じやすいため、状況の変化に合わせてDVDの種類や内容を更新するなどにより、ネットいじめに関する正しい知識と理解をしてもらう。	・啓発ＤＶＤについては、随時ライブラリーの更新を検討する。 ・子どもの人権に関する研修会については、引き続き、オンライン開催等の受講しやすい形式を採用し、参加者増を図る。
26	子ども・若者育成支援事業 （子ども・若者のための相談・支援機関ガイド作成、配布）	困難を有する子ども・若者を適切な支援に結び付けるため、千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」を委託により運営するとともに、同センターのリーフレット・ポスターを市町村や学校、各種支援機関等に配付し、活用を依頼した。	こども・若者政策課	・「ライトハウスちば」のリーフレット・ポスターを市町村や学校、各種支援機関等に配付し、活用を依頼した。	・いじめに関係する相談が500件あり、専門の相談員が子どもや保護者から悩みを聞き、必要な情報提供や助言ができた。 ・困難を有する子ども・若者やその支援者に必要な情報が伝わるよう、効果的な広報・啓発をしていく必要がある。	・市町村や学校、各支援機関の意見を聞きながら、配付先の検討などを行い、より効果的な広報・啓発に努めていく。 ・関連する報道発表等に「県の相談窓口」として掲載し、周知を図っていく。

令和７年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票

施策・事業の目的，評価の観点：「４　啓発」

ＮＯ	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的，評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
27	非行防止教室	非行防止教室は、児童生徒の規範意識の向上や犯罪被害等の未然防止を目的として、小・中・高校生等を対象に学校関係者の理解と協力を得て、少年補導専門員などの警察職員を学校に派遣し、教材を使用して開催している教室であり、児童生徒の規範意識のより一層の醸成を図っている。	県警本部 少年課	・令和７年度中、非行防止教室を３６５回開催し、小・中・高校生等９３，５６０人の児童生徒が受講した。 （前年比＋１０８回、＋１７，８８８人）	・昨年度に引き続き、職員を派遣して行う広報啓発活動の他、県警HPやYouTube等を活用した映像教材（講演形式の動画）の配信、保護者向けリーフレットの作成等、幅広い広報啓発活動に努めた。 ・少年を巡る問題は、凶悪・悪質な事件の発生やいじめ問題の他、ネットに絡む各種トラブルが発生する等、加害と被害の両面において深刻な状況にあることから、少年の規範意識の向上が一層求められている。	・少年の規範意識の向上は、犯罪の抑止のみならず、いじめを防止する上で大きな効果が期待できることから、学校の理解と協力を得て、今後とも積極的に実施していく。 ・本年度も引き続き、県警HPやYouTube等の映像教材を活用した広報啓発活動を推進していく。
28	学校人権教育指導資料の配付（第４６集）大切な自分大切なあなたの発行・配付	指導資料が校内研修等で活用されることで、一人一人の公立学校教職員の人権意識を涵養し、全ての教育活動を人権教育という視点での見直しにつなげる。そして一人一人の児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、自身と他者の人権を尊重し、そのことが態度や行動に移せるようになることにつなげる。	児童生徒安全課 人権教育班	・平成27年度より、県内公立・幼・小・中・高・特別支援学校・義務教育学校の全ての教職員に配付しており、県ＨＰに掲載している。令和６年度（第45集）からは電子データ配付としている。 ・内容は、千葉県学校人権教育の推進目標・重点事項、参加体験型学習の手法、人権意識確認チェックシート、様々な人権課題や関連法令などを掲載している。電子データ配付としたことにより、紙面の制約が無くなり、各種人権課題や法令等の最新情報を広く盛り込むことで、多様なニーズを踏まえ、多くの学校の校内研修で活用できるようにしている。	・令和３年度より、全本務職員（教員、事務、栄養職員）に配付することとした。また、令和６年度から電子データ配付とし、関連情報について二次元コードを掲載してアクセスできるようにしたことで、本資料を入り口として、より多くの人権教育に関する情報が得られるようになっている。 ・人権教育班が所管する各種研修と併せ、一人一人の教職員・児童生徒の人権意識の涵養が図られ、いじめは許されないという意識の醸成につながっていると考えられる。 ・リーフレットの活用状況については、毎年実施している実態調査によると、令和７年度では小中高特支いずれも100％であったが、個別の人権課題の理解と適切な対応力を身に付け、日々の生徒指導に反映していくことが課題である。	・令和８年度も、指導資料第47集を作成し配付する予定である。 ・重点課題に加え、各人権課題や関係法令等の最新情報を中心に紹介し、今、学校に求められている人権教育の理解促進に資する資料としていく。 ・校内のICT環境差なども考慮し、全本務職員への周知徹底を呼びかけていく。
29	教育広報	県教育委員会が所管している広報媒体を活用し、県教育委員会が行っているいじめ防止のための取組を紹介し、広く県民に対し周知を図る。	教育政策課	・夢気球vol.69（7月号）及びvol.70（11月号）に、LINEを活用したSNS相談窓口について掲載し、vol.70には、zoomを活用したワンストップ・オンライン相談窓口についても掲載した。 ・県教委ニュースに、毎月、千葉県子どもと親のサポートセンターの事業として、５つの相談窓口（来所、メール、電話、SNS、zoom）等について掲載した。	・夢気球は、ホームページ上に掲載するとともに、県内の公立小・中・高・特別支援学校等を通して、児童生徒の家庭に掲載URLを周知できた。また、県内の公共施設である図書館、公民館等には、リーフレットとして配布し、県民に広く周知できた。 ・県教委ニュースは、毎月、県教育委員会のホームページに掲載するとともに、各教育機関及び市町村教育委員会を通して各学校に周知することができた。 ・より多くの県民に取組の周知を図るため、関係課との連携を強化し、記事を充実させていく必要があ	・今後も教育委員会が持っている広報チャンネルを活用し、関係課と連携して県のいじめ防止の取り組みや学校での先進的な取組事例等を児童生徒や県民へ周知することで、いじめ防止の啓発に努めていく。

令和７年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票
施策・事業の目的，評価の観点：「５　ネットいじめ対策」

ＮＯ	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的，評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
30	青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）	県内全ての中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒が行っているＳＮＳなどについて監視し，特に問題のある書き込みを発見した場合に、教育委員会等関係機関に連絡をし、削除等の指導を依頼する。	こども・若者政策課	・ネットパトロールを業務委託し、県内中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒の問題のある書き込みを監視している。特に問題があるものについては、教育委員会等に連絡し、書き込みの削除を含めた生徒への指導を依頼した。（令和７年度実施状況：問題のある書き込みをした生徒の総数969人、そのうち特に問題のある書き込み110件） ・学校等の要請に応じ、児童生徒、保護者、学校関係者に向けてネットいじめ防止対策の内容を含む講演を実施するなど、インターネットの適正利用について啓発を図った（令和7年度実績：78回、参加者22,509名）。また、啓発内容をまとめたリーフレットを作成し、受講者等に配付し、講演で活用した。	・関係機関と連携を図り、特に問題のある書き込みを発見した場合、速やかに情報提供した。 ・生徒間でよく使われる学校名の略称や文化祭などの行事名をキーワードとして活用しながら、引き続き、効率的にネットパトロールを実施することができた。 ・インターネット適正利用講演においては、身近な事例や予防方法、相談窓口等を講演内容に盛り、参加者の意識を高めることができた。 ・ネット上のサイトでは、日々変化する利用状況や投稿者の匿名性などの要因により、青少年のネット被害等を未然に防止することが困難である。	・ネットパトロールと併せて、生徒が問題のある書き込み自体を行わないよう、啓発を図っていく。 ・学校だけでは対応が難しいと考えられる書き込みが発見された場合は、警察等の関係する機関を併せて案内するなど、委託事業者の知見を得ながら、学校に対し、対応案を周知する。 ・引き続き、生徒間でよく使われる学校名の略称や文化祭などの行事名をキーワードとして活用しながら、効率的にネットパトロールを実施していくとともに、市町村、学校、関係機関と連携し、青少年のトラブルの未然防止に努める。
			学事課	・私立中学校・高等学校に係るネットパトロールの情報について、当該校に注意喚起と指導を依頼することが主な業務である。当該校の管理職や生徒指導担当に一報を入れ、内容の確認を依頼するとともに、削除依頼を含めた指導を依頼している。 ・学校の指導により、状況の沈静化が図れていると思われる。	・高等学校５９校、中学校２２校で投稿実績あり。生徒指導担当にはレベル２（個人・他人情報あり）以上の５件については直接連絡をとり確認と指導、削除を依頼し注意喚起しています。『ネット上でのいじめ』の未然防止に、パトロール体制が抑止力として機能していると思われる。	・ＳＮＳの利用が低年齢化していること、様々なツールが誕生し、使用されていることを踏まえ、指導する教職員向けの研修や情報共有の推進等を図りながら学生への指導を働きかけていく。
31	青少年非行防止対策事業 （非行防止リーフレットの作成・配布）	非行防止に対する心構えや相談機関の案内等を記したチラシを作成し、小学5年生及びその保護者、中学１年生及びその保護者、高校生１年生に配付することにより、非行防止等の啓発を図る。	こども・若者政策課	・誹謗中傷やネットいじめを含むインターネットに潜む危険に対する情報が掲載された非行防止チラシを小学5年生及びその保護者に対して30,000部、中学１年生及びその保護者、高校１年生に対して90,000部を作成・配付した。	・非行防止チラシは県内全ての小中高校に配布することができた。 ・SNSに起因するトラブルや問題行動等の発生傾向を把握する必要がある。	・増加傾向にあるネットいじめやインターネットトラブル、最新の事件等に対応できるよう、配付チラシの内容を検討し、啓発の強化を図っていく。

令和７年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票

資　料　２

施策・事業の目的，評価の観点：「６　調査研究」

ＮＯ	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的，評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
32	いじめ防止対策等推進事業 （千葉県いじめ対策調査会の開催）	大学の研究者、心理等の専門家などの学識経験者からなる調査会であり、「いじめの防止等に関する調査研究」「県が実施するいじめの防止等の対策に関する審議」「重大事態が県立学校に発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査」を行う。	児童生徒安全課	・「千葉県いじめ防止対策推進条例」に基づき策定した「千葉県いじめ防止基本方針」により、県教育委員会は、毎年、県が実施するいじめの防止等のため対策の実施状況及びその他いじめに関する資料等を千葉県いじめ対策調査会に提出し、いじめ防止等に関する調査研究及びいじめの防止等のための対策に関する施策事業の点検評価を受けている。 ・令和６、７年度は、県教育委員会が調査主体となって行う重大事態が２件発生し、いじめ対策調査会による事実の確認並びに調査及び審査として計３６回（R6：19回　R7：17回）実施している。	・調査会当日は時間が限られているため、調査会前に、各委員に事前に資料を提出し、議論の課題を明確にしたことで、多くの点に委員からのご意見をいただいた。 ・「県が実施したいじめ防止等における対策関連事業」の評価、改善の意見として、いじめ発見のきっかけとなるアンケート調査やストレスチェックの結果、SNS相談の相談内容を適切にいじめの初動対応に活かせているかという御意見をいただいた。<u>いじめへの感度や初期対応の重要性を教職員に研修等でより一層伝えていく</u>必要がある。 <u>・いじめ対策調査会におけるいじめ重大事態の事実の確認並びに調査及び審査のための会議が、この２年で３６回を数えている。現在の体制では、調査及び審査に時間を要する等、十分な開催ができない恐れがある。</u>	・今後もいじめ防止等における県の施策に対して御助言をいただき、改善につなげていく。「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の集計結果をもとに、未然防止、初期対応、重大事態への対応等についてご意見をいただき、さらなるいじめ対策に努める。 ・各種研修において、アンケート調査やストレスチェックがいじめ発見に果たす重要性を「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果から具体的に示し、周知を図る。 ・いじめ重大事態が発生し、事案が複雑化した場合は、今後も調査を依頼することが考えられる。委員の人数や構成、体制を検討し、即時対応できる体制を構築していく。
33	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	児童生徒の生徒指導上の諸課題の現状を把握し、今後の施策の推進を目的に毎年実施されている文部科学省所管の統計調査である。いじめの問題以外にも暴力行為、不登校などについての調査も実施しており、いじめ問題を考える上での基礎資料となる。	子どもと親のサポートセンター/児童生徒安全課	・県内の公立学校の調査結果を６月に文部科学省に提出するとともに、全国の結果公表に合わせて、千葉県の結果を公表した。 ・各種会議や研修会で、結果概要を伝えるとともに、本県のいじめ問題への取組について説明を行った。また、各学校へ結果の通知も行った。	・令和6年度のいじめ認知件数は54,724件となり、令和５年度（54,455件）から269件増加した。また、いじめ重大事態は52件と、前年度より50件減少している。これらのことから、各学校において積極的にいじめを認知し、初期段階での対応を図ろうとする取組が進んでいるものと評価できる。 ・平成26年のいじめ防止対策推進条例の施行および千葉県いじめ防止基本方針の策定以降、県全体として組織的に取組が進んでいる。 <u>・認知件数が全国平均を大きく上回っている状況については、積極的認知の成果である一方で、その実態や対応状況について引き続き丁寧に分析していく必要がある。</u> <u>・本調査結果を活用し、各学校におけるいじめ問題への取組状況をより詳細に把握するとともに、その課題を明確にし、実効性のある施策へと反映させていくことが求められる。さらに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に加え、重大事態の未然防止に向けた取組についても、継続的に強化していく必要がある。</u>	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校それぞれの課題の特徴、取組等の状況を調査・分析することにより、学校現場における、いじめの防止等のための対策のより一層の充実に資するとともに、いじめの未然防止・早期発見・早期対応につなげていく。特に、いじめ認知が０件の学校については、真にいじめが根絶できているか、また、法の理解に基づく対応ができているか追究する。 ・本調査のデータをもとに県内の現状を把握することで、いじめ防止対策を推進しする。さらに、研修事業・支援事業等を通して、教職員向け指導用リーフレット「いじめの重大事態の対応」を各学校へ周知し、いじめ重大事態の対応等についての取り組みも充実させていく。

令和７年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票
施策・事業の目的，評価の観点：「６　調査研究」

ＮＯ	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的，評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
34	SNSを活用した教育相談事業	中・高校生にとって身近なコミュニケーションツールであるＳＮＳを活用し、生徒が抱える様々な悩みを、学校外のカウンセラーに気軽に、誰にも知られず相談することで、悩みを早期に解決し、自殺、いじめの重大事態等の重篤な事案や不登校を未然に防止することを目的とした教育相談体制を構築する。	子どもと親のサポートセンター	・県内の小学４年生から高校生を対象に、毎週火曜日、木曜日、日曜日の１８時から２２時まで、ＬＩＮＥで相談できる窓口の開設を行った。 ・GW期間・長期休業前後等の期間については、特設期間として毎日相談ができる体制を整えた。 ・令和７年度の相談受付件数は1,722件であり、令和６年度の2,220件より498件減少した。相談受付件数が減少した理由は、AIチャットやそのほか様々な相談窓口の整備により相談先が分散されていることが考えられる。 ・主な相談内容は、多い順に①友人関係が365件（△294件）、②学業・進路が189件（△7件）、 ③神経症・疑い168件（△7件）であった。 自殺念慮・企図に係る相談件数は、令和7年度は57件（△42件） ※（）内は昨年度比	・匿名性の確保や相談員による丁寧な返信を指導し、相談しやすい環境を整えた。 ・令和４年度から緊急対応が必要である場合、委託業者と警察が直接連絡できる体制を整えた。 ・利用者からは、「自分の悩んでいる事や、解決出来ない事を真摯に受けとめてくれた」「相談内容をまとめてから相談できるので、相談しやすい」「気持ちを整理しながら話せる」との声が寄せられた。 ・相談受付時間外におよそ1,000件のアクセスがあった。	・火・木・日の18時～22時の相談に加え、今年度もGW期間・長期休業明けは、特設として毎日相談できる期間（４月２４日から５月７日、長期休業前後の８月２１日から９月７日、令和８年１月４日から１２日）を設ける。その期間と４月・６月・及び２月は、児童生徒の不安が大きくなるので、相談員配置人数を増やして対応の充実を図っている。 ・委託業者と警察が直接連絡できるよう体制を継続していく。 ・現在は、限られた曜日時間での運用であるが、より多くの相談者がSNS相談が利用できるよう、受付時間拡大も考える必要がある。